

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月7日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
新潟 東警 察署	中野山 交番	(略)	新潟市東区のうち石山 団地、逢谷内の一部 (大石排水路の南側の 地域)、岡山の一部(市 道太平岡山線3号及び 岡山江口線の西側の地 域)、下場、下場新町、 下場本町、猿ヶ馬場、 猿ヶ馬場1・2丁目、 新岡山2丁目、児池、 寺山の一部(大石排水 路の南側の地域)、中 島、中島1・2丁目、 <u>中野山1・2・3・4 ・5・8丁目、東中島 1・2・3・4丁目、 東中野山3・4・5・ 6・7丁目、若葉町1 ・2丁目、石山6丁目、 新石山1・2・3・4 ・5丁目、江口、西野、 卸新町3丁目</u>	新潟 東警 察署	中野山 交番	(略)	新潟市東区のうち石山 団地、逢谷内の一部 (大石排水路の南側の 地域)、岡山の一部(市 道太平岡山線3号及び 岡山江口線の西側の地 域)、下場、下場新町、 下場本町、猿ヶ馬場、 猿ヶ馬場1・2丁目、 新岡山2丁目、児池、 寺山の一部(大石排水 路の南側の地域)、中 島、中島1・2丁目、 <u>中野山、中野山1・2 ・3・4・5・6・7 ・8丁目、東中島1・ 2・3・4丁目、東中 野山1・2・3・4・ 5・6・7丁目、若葉 町1・2丁目、江南1 ・2・3・4・5・6 丁目、南紫竹1・2丁 目、亀田中島4丁目、 北山、栗山、栗山1・ 2・3・4丁目、石山、 石山1・2・3・4・ 5・6丁目、新石山1 ・2・3・4・5丁目、 東明1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目、 もえぎ野1・2・3丁 目、江口、西野</u>
	中山交 番	(略)	新潟市東区のうち紫竹 <u>2・6・7丁目、卸新 町1・2丁目、紫竹、 紫竹卸新町、竹尾、竹 尾1・2・3・4丁目、</u>		中山交 番	(略)	新潟市東区のうち紫竹 <u>山3丁目、紫竹2・3 ・4・5・6・7丁目、 卸新町1・2・3丁目、 紫竹、紫竹卸新町、竹</u>

		<p>竹尾卸新町、中山1・2・3・4・5・6・7・8丁目、沼垂、榎、榎町、山木戸、山木戸1・2・3・4・5・6・7・8丁目、上木戸、上木戸1・2・3・4・5丁目、中木戸、下木戸、下木戸1・2・3丁目、牡丹山1・2・3・4・5・6丁目、はなみずき1・2・3丁目、材木町、寺山（大石排水路の南側の地域を除く。）、寺山1・2・3丁目、豊1丁目</p>			<p>尾、竹尾1・2・3・4丁目、竹尾卸新町、中山1・2・3・4・5・6・7・8丁目</p>
			木戸交番	新潟市東区下木戸1丁目	新潟市東区のうち沼垂、榎、榎町、山木戸、山木戸1・2・3・4・5・6・7・8丁目、上木戸、上木戸1・2・3・4・5丁目、中木戸、下木戸、下木戸1・2・3丁目、牡丹山1・2・3・4・5・6丁目、はなみずき1・2・3丁目
越後石山駅前交番	新潟市東区石山2丁目	新潟市東区のうち中野山、中野山6・7丁目、東中野山1・2丁目、江南1・2・3・4・5・6丁目、南紫竹1・2丁目、亀田中島4丁目、北山、栗山、栗山1・2・3・4丁目、石山、石山1・2・3・4・5丁目、東明1・2・3・4・5・6・7・8丁目、もえぎ野1・2・3丁目、紫竹山3丁目、紫竹3・4・5丁目			
大形交番	(略)	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内（大石排水路の南側の地域を除く。）、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1	大形交番	(略)	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内（大石排水路の南側の地域を除く。）、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1

			・2・3・4・5・6 丁目、岡山（市道太平 岡山線3号及び岡山江 口線の西側の地域を除 く。）、津島屋、津島屋1 ・2・3・4・6・7 ・8丁目、中興野、一 日市、本所、本所1・ 2・3丁目、木工新町、 柳ヶ丘、 <u>豊2・3丁目</u> 、 新川町の一部（通船川 右岸の地域）、新松崎1 ・2・3丁目、松崎、 松崎1丁目、松崎2丁 目（太平交番の所管区 域を除く。）			・2・3・4・5・6 丁目、岡山（市道太平 岡山線3号及び岡山江 口線の西側の地域を除 く。）、 <u>材木町</u> 、津島屋、 津島屋1・2・3・4 ・6・7・8丁目、 <u>寺 山</u> （大石排水路の南側 の地域を除く。）、 <u>寺山 1・2・3丁目</u> 、中興 野、一日市、本所、本 所1・2・3丁目、木 工新町、柳ヶ丘、 <u>豊1 ・2・3丁目</u> 、新川町 の一部（通船川右岸の 地域）、新松崎1・2・ 3丁目、松崎、松崎1 丁目、松崎2丁目（太 平交番の所管区域を除 く。）	
	(略)			(略)			
新潟 西警 察署	内野駅 前交番	(略)	新潟市西区のうち五十 嵐2の町、五十嵐3の 町、五十嵐3の町北、 五十嵐3の町中、五十 嵐3の町西、五十嵐3 の町東、五十嵐3の町 南、五十嵐上崎山、五 十嵐下崎山、五十嵐中 島、五十嵐中島1・2 ・3・4・5丁目、五 十嵐西、内野潟端、内 野潟向、内野上新町、 内野崎山、内野関場、 内野戸中才、内野長潟、 内野中浜、内野西1・ 2・3丁目、内野早角、 内野町、内野山手1・ 2丁目、大野の一部、 新通西1・2丁目、新 中浜1・2・3・4・ 5・6丁目、榎尾、内 野西が丘1・2・3丁 目	新潟 西警 察署	内野駅 前交番	(略)	新潟市西区のうち五十 嵐2の町、五十嵐3の 町、五十嵐3の町北、 五十嵐3の町中、五十 嵐3の町西、五十嵐3 の町東、五十嵐3の町 南、五十嵐上崎山、五 十嵐下崎山、五十嵐中 島、五十嵐中島1・2 ・3・4・5丁目、五 十嵐西、内野潟端、内 野潟向、内野上新町、 内野崎山、内野関場、 内野戸中才、内野長潟、 内野中浜、内野西1・ 2・3丁目、内野早角、 内野町、内野山手1・ 2丁目、大野の一部、 <u>坂井の一部</u> 、新通西1 ・2丁目、新中浜1・ 2・3・4・5・6丁 目、榎尾、内野西が丘 1・2・3丁目
	(略)			(略)			
	西小針 交番	(略)	新潟市西区のうち有明 町、小針が丘、小針上 山（旧青山上山を除 く。）、小針台、小針西1 ・2丁目、小針藤山、 小針南台、寺尾朝日通、	西小針 交番	(略)	新潟市西区のうち有明 町、小針が丘、小針上 山（旧青山上山を除 く。）、小針台、小針西1 ・2丁目、小針藤山、 小針南台、寺尾朝日通、	

			寺尾台1・2丁目、西有明町（旧青山を除く。）、西小針台1・2・3丁目、真砂1・2・3・4丁目、松海が丘1・2・3・4丁目、松美台（旧青山を除く。）、 <u>上新栄町の一部</u>
寺尾交番	(略)		新潟市西区のうち大野の一部、亀貝、坂井、坂井1・2・3丁目、坂井砂山1・2・3・4丁目、坂井東1・2・3・4・5・6丁目、新田、 <u>新通の一部</u> 、新通南1・2・3丁目、須賀、寺尾、寺尾上1・2・3・4・5・6丁目、寺尾東1・2・3丁目、寺尾前通1・2・3丁目
五十嵐交番	(略)		新潟市西区のうち五十嵐1の町、五十嵐2の町の一部、五十嵐東1・2・3丁目、 <u>上新栄町の一部</u> 、 <u>上新栄町1・2・3・4・5・6丁目</u> 、大学南1・2丁目、寺尾北1・2丁目、寺尾台3丁目、寺尾中央公園、寺尾西1・2・3・4・5丁目
	(略)		
黒埼交番	(略)		新潟市西区のうち大野町、金巻（通称裏興野、上川原を除く。）、北場、黒鳥、小平方、善久、鳥原、鳥原新田、 <u>小新流通東</u>
	(略)		
(略)			
西蒲警察署	巻駅前交番	(略)	新潟市西蒲区のうち安尻、赤鎔、潟頭、下和納、 <u>竹野町</u> 、中郷屋、葉萱場、羽田、東汰上、堀山新田、前田、巻、割前、 <u>角海浜</u> 、 <u>上木島</u> 、 <u>五ヶ浜</u> 、 <u>下木島</u> 、 <u>平沢</u> 、 <u>福井</u> 、 <u>舟戸</u> 、 <u>松郷屋</u> 、 <u>峰岡</u> 、 <u>鷺ノ木</u>
	(略)		

			寺尾台1・2丁目、西有明町（旧青山を除く。）、西小針台1・2・3丁目、真砂1・2・3・4丁目、松海が丘1・2・3・4丁目、松美台（旧青山を除く。）、 <u>上新栄町の一部</u>
寺尾交番	(略)		新潟市西区のうち大野の一部、亀貝、坂井、坂井1・2・3丁目、坂井砂山1・2・3・4丁目、坂井東1・2・3・4・5・6丁目、新田、 <u>新通</u> 、 <u>新通南1・2・3丁目</u> 、須賀、寺尾、寺尾上1・2・3・4・5・6丁目、寺尾東1・2・3丁目、寺尾前通1・2・3丁目
五十嵐交番	(略)		新潟市西区のうち五十嵐1の町、五十嵐2の町の一部、五十嵐東1・2・3丁目、 <u>上新栄町</u> 、 <u>上新栄町1・2・3・4・5・6丁目</u> 、大学南1・2丁目、寺尾北1・2丁目、寺尾台3丁目、寺尾中央公園、寺尾西1・2・3・4・5丁目
	(略)		
黒埼交番	(略)		新潟市西区のうち大野町、金巻（通称裏興野、上川原を除く。）、北場、黒鳥、小平方、善久、鳥原、鳥原新田
	(略)		
(略)			
西蒲警察署	巻駅前交番	(略)	新潟市西蒲区のうち安尻、赤鎔、潟頭、下和納、 <u>竹野町の一部</u> （ <u>前田の隣接地区</u> ）、中郷屋、葉萱場、羽田、東汰上、堀山新田、前田、巻、割前
	(略)		

	(略)		
(略)			
長岡警察署	(略)		
亀貝町駐在所	(略)	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保1・2・4丁目、富島町、小曾根町、永田町、新保町、新保6丁目、堀金町、永田1・2・3・4丁目、宮下町、稲保南1丁目の一部、 <u>稲保南2・3丁目</u> 、北富島	
	(略)		
(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	(略)	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ッ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五

福井駐在所	新潟市西蒲区福井	新潟市西蒲区のうち角海浜、上木島、五ヶ浜、下木島、竹野町(前田の隣接地区を除く。)、平沢、福井、舟戸、松郷屋、峰岡、鷲ノ木	
	(略)		
(略)			
長岡警察署	(略)		
亀貝町駐在所	(略)	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保1・2・4丁目、富島町、小曾根町、永田町、新保町、新保6丁目、堀金町、永田1・2・3・4丁目、宮下町、稲保南1丁目の一部、北富島	
	(略)		
(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	(略)	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ッ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五

		軒新田、入山)、高田町 1・2・3丁目、丸山 町、稲荷町1・2・3 丁目、稲荷町3丁目北、 稲荷町3丁目南、千代 田町、本町1丁目上、 本町西1丁目、袋町東、 袋町中、袋町西、栄町、 昭和町1・2・3・4 丁目、本町1丁目下、 本町東1丁目、本町2 ・3・4・5丁目、宮 下町東、宮下町西、諏 訪町、神明町、関口樋口 町、水野町、若宮町、 西本町2・3丁目、西 寺町、七軒町、泉町、 加賀糸屋町、駅通り、 西浦町東、旭町、西浦 町西、稲荷町3丁目 東、田中町東、田中町 西、田中町本通り、上 川町、田川町1・2・ 3丁目、学校町1・2 丁目、川原町、 <u>馬場(甲、 乙、丙、丁、戊、己、 庚、辛、壬、癸)、新宮 (甲、乙)、姿、安養寺、 伊達(甲、乙、丙、丁、 戊、己、庚、辛)、大黒 沢、小黒沢</u>		軒新田、入山)、高田町 1・2・3丁目、丸山 町、稲荷町1・2・3 丁目、稲荷町3丁目北、 稲荷町3丁目南、千代 田町、本町1丁目上、 本町西1丁目、袋町東、 袋町中、袋町西、栄町、 昭和町1・2・3・4 丁目、本町1丁目下、 本町東1丁目、本町2 ・3・4・5丁目、宮 下町東、宮下町西、諏 訪町、神明町、関口樋口 町、水野町、若宮町、 西本町2・3丁目、西 寺町、七軒町、泉町、 加賀糸屋町、駅通り、 西浦町東、旭町、西浦 町西、稲荷町3丁目 東、田中町東、田中町 西、田中町本通り、上 川町、田川町1・2・ 3丁目、学校町1・2 丁目、川原町
	(略)		(略)	
田沢駐 在所	(略)	十日町市のうち新屋 敷、本屋敷、堀之内、 宮中、芋沢、田沢本村、 東田沢、如来寺、桂、 上山、田中、小原、干 溝、荒屋、山崎、通り 山、宮沢、 <u>小出、西方、 西田尻、芋川新田、芋 川、倉俣、原町、新里、 重地、清田山、中里下 山、牧畑、小松原、田 代、高道山、朴木沢、</u>	十日町市のうち馬場 (甲、乙、丙、丁、戊、 己、庚、辛、壬、癸)、 新宮(甲、乙)、姿、安 養寺、伊達(甲、乙、 丙、丁、戊、己、庚、 辛)、大黒沢、小黒沢	
田沢駐 在所	(略)	十日町市のうち新屋 敷、本屋敷、堀之内、 宮中、芋沢、田沢本村、 東田沢、如来寺、桂、 上山、田中、小原、干 溝、荒屋、山崎、通り 山、宮沢	十日町市のうち馬場 (甲、乙、丙、丁、戊、 己、庚、辛、壬、癸)、 新宮(甲、乙)、姿、安 養寺、伊達(甲、乙、 丙、丁、戊、己、庚、 辛)、大黒沢、小黒沢	

		市之越、白羽毛、程島、東田尻、角間、葎沢、倉下、土倉、桔梗原、鷹羽
(略)		
津南交番	(略)	津南町のうち大字下船渡（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚）、米原丙、中深見の一部（大割野）、外丸（丙、丁、戊）、三箇（甲、乙）、上郷上田の一部（菅沼）、 <u>赤沢、谷内、芦ヶ崎</u> （（甲、乙、戊）（石坂を除く。）、上郷上田（（甲、乙）（上田小池、菅沼を除く。）、結東の一部（横根、大谷内、高野山）、上郷子種新田の一部（中子）
(略)		
(略)		
南魚沼警察署	(略)	
湯沢交番	(略)	湯沢町のうち湯沢1・2・3・4・5丁目、大字湯沢、神立、三俣、 <u>土樽</u>

倉俣駐在所	十日町市倉俣	十日町市のうち小出、西方、西田尻、芋川新田、芋川、倉俣、原町、新里、重地、清田山、中里下山、牧畑、小松原、田代、高道山、朴木沢、市之越、白羽毛、程島、東田尻、角間、葎沢、倉下、土倉、桔梗原、鷹羽
(略)		
津南交番	(略)	津南町のうち大字下船渡（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚）、米原丙、中深見の一部（大割野）、外丸（丙、丁、戊）、三箇（甲、乙）、上郷上田の一部（菅沼）
(略)		
赤沢駐在所	中魚沼郡津南町大字赤沢	津南町のうち大字赤沢、谷内、芦ヶ崎（（甲、乙、戊）（石坂を除く。）、上郷上田（（甲、乙）（上田小池、菅沼を除く。）、結東の一部（横根、大谷内、高野山）、上郷子種新田の一部（中子）
(略)		
(略)		
南魚沼警察署	(略)	
湯沢交番	(略)	湯沢町のうち湯沢1・2・3・4・5丁目、大字湯沢、神立、三俣
土樽駐在所	南魚沼郡湯沢町大字土樽	湯沢町のうち大字土樽

	(略)		
(略)			
佐渡 警察 署	(略)		
	両津交 番	(略)	佐渡市のうち両津福浦 1・2・3丁目、両津 夷、両津湊、春日、加 茂歌代、浜田、梅津、 両津夷新、秋津、長江、 上横山、下横山、立野、 旭、原黒、潟端、吾潟、 白瀬、羽吉、椿、北五 十里、玉崎、 <u>河崎、羽 二生、両尾、椎泊、下 久知、住吉、久知河内、 真木、城腰、両津大川</u>
(略)			

	(略)		
(略)			
佐渡 警察 署	(略)		
	両津交 番	(略)	佐渡市のうち両津福浦 1・2・3丁目、両津 夷、両津湊、春日、加 茂歌代、浜田、梅津、 両津夷新、秋津、長江、 上横山、下横山、立野、 旭、原黒、潟端、吾潟、 白瀬、羽吉、椿、北五 十里、玉崎
河崎駐 在所	佐渡市 下久知	佐渡市のうち河崎、羽 二生、両尾、椎泊、下 久知、住吉、久知河内、 真木、城腰、両津大川	
(略)			

附 則

この規則中別表新潟東警察署の部の改正は令和7年4月6日から、その他の改正は同年4月1日から施行する。